

令和6年3月29日

青森市政記者会 様

青森市教育委員会事務局総務課長

懲戒処分について

青森市教育委員会は、地方公務員法第29条第1項の規定及び青森市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例により、下記のとおり職員を懲戒処分としたのでお知らせいたします。

記

職員の速度超過事案について

1 事案の概要

令和6年2月24日（土）午前10時37分頃、公務外において、東北縦貫自動車道上り線を私用車で走行中、岩手県滝沢市大久保38-5付近において、制限速度時速100kmのところを時速130kmで走行したため、時速30kmの速度超過で検挙されたものである。

2 被処分者

青森市教育委員会事務局文化学習活動推進課主査（40歳代 女性）

3 処分量定 戒告

【量定判断要素】

・時速30km以上超過する重大な義務違反であること。

4 処分日 令和6年3月29日

以上

問合せ

青森市教育委員会事務局総務課

担当：課長 金澤

電話：017-718-1335